

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和7年11月26日(水)午前9時30分
閉会年月日時刻	令和7年11月26日(水)午前10時45分
開会の場所	邑楽町役場2階204会議室
議案事項	議案第23号 邑楽町学校運営協議会の設置等に関する規則について 議案第24号 葵紋鶴古城打(刀)及び中野絢起源地之碑の町指定諮問について
その他	(1) 令和7年度邑楽町教育費補正予算(案)について (2) 令和8年度邑楽町二十歳のつどいについて (3) 町誌編さん事業について (4) 令和7年12月行事予定について (5) 長期欠席者等の状況について (6) 次回教育委員会について (7) その他
出席者	教育長 小林 淳一 委員 岡田 真幸 委員 谷津 洋子 委員 中村 郷志 委員 橋本 明香
説明員	学校教育課長 川島 隆史 生涯学習課長 藤田 和良 教育委員会書記 森本 賢太郎 教育委員会書記 小宮 雅貴

議事録	
議長(小林)	<p>ただ今より、11月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>まずははじめに、前回の議事録について、中村委員、橋本委員にご署名お願いしたいと思います。</p> <p>次に、今回の議事録署名人を決定いたします。岡田委員、谷津委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、教育長事務報告をいたします。</p> <p>10月30日(木)は、県立西邑楽高等学校の創立50周年記念式典でした。昼は大泉町文化むら大ホールで式典に参加し、夜は祝賀会に参加しました。31日(金)は午後から太田合同庁舎で第2回東部地区人事会議がありました。今年度末の人事について説明を受けたり協議をしたりしました。11月1日(土)は邑の映画会でした。2日(日)は第30回産業祭・邑多福まつりでした。秋晴れのよい天気で、大勢の人で賑わっていました。4日(火)は課長会議がありました。5日(水)は管内小中学校長会議でした。私からは第2回東部地区人事会議を受けた人事の報告や教職員の服務規律について話をしました。6日(木)は令和7年度邑楽・館林学校保健大会が、館林市文化会館にて開催されました。功労者の表彰や保健研究作品入選者の表彰、講演等がありました。7日(金)の夜は、高島公民館でロビーコンサートが行われました。19時からの開催でしたが、大勢の町民が歌とピアノの調べに聴き浸っていました。8日(土)は町民文化祭でした。挨拶のあと、展示やステージ発表を見学しました。10日(月)には庁議がありました。11日(火)は社会教育功労者群馬県教育委員会表彰を受けた澤口洋一氏と近藤幸一郎氏の町長表敬訪問がありました。同席して御祝いの言葉を述べました。12日(水)の午前中にも庁議がありました。13日(木)は午後より県庁で、第2回県市町村教育長協議会・第3回県市町村教育長人事会議がありました。17日(月)には課長会議がありました。18日(火)には邑楽郡教育委員会連絡協議会の半日研修がありました。パナソニック工場を見学したり、外国籍の児童生徒への対応について大泉町の取組の説明を聞いたりしました。21日(金)は中野小の後期指導主事訪問でした。午後は議会全員協議会でした。22日(土)は第42回教育長杯争奪少年サッカー大会でした。25日(火)には庁議がありました。そして、26日(水)の午前中がこの教育委員会議、午後は議会一般質問検討会が開催される予定です。以上です。</p>

	<p>ご質問ありますか。</p> <p>ないようですので、議事に入ります。</p> <p>まずお諮りします。6その他(1)令和7年度邑楽町教育費補正予算案については議会議決案件のため、(5)の長期欠席者等の状況については個人情報案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔異議なし〕</p> <p>異議なしと認めます。それでは、これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは議案第23号 邑楽町学校運営協議会の設置等に関する規則について、川島学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長(川島)	<p>会議要項の2ページをお願いします。議案第23号になりますが、邑楽町学校運営協議会の設置等に関する規則について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和7年11月26日提出、邑楽町教育委員会教育長小林淳一。3ページをお願いします。来年度4月から長柄小学校と、邑楽南中学校でコミュニティースクールを導入するにあたり、新規に邑楽町学校運営協議会の設置等に関する規則(案)について制定しようとするものです。第1条では、趣旨として、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める規則としてあります。第2条は、協議会の役割として、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとしています。第3条は、設置として、各小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとしますが、2以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があるときは、2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができることとしています。第4条は、学校運営に関する基本方針の承認として、教育課程の編成に関すること、学校経営計画に関すること、組織編成に関すること、学校予算の編成及び執行に関すること、施設管理及び施設整備等の整備に関すること、について校長は基本方針を作成し、協議会の承認を得ることとしています。この承認制度を設けることで、地</p>

	<p>域住民等と方針の共有が図られ「地域とともにある学校づくり」を実現することができると考えています。第5条は、学校運営等に関する意見の申出、として本協議会は学校運営等に関して、教育委員会や校長に対して意見を述べることについて、本協議会は学校運営に関して協議する機関として設置するものでありますので、校長の意見を聞くこととしています。第6条は、学校運営等に関する評価として、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとしております。第7条は、住民の参画の促進等のための情報提供として、協議会は対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努め、必要な支援に関する協議結果の情報を積極的に提供するよう努めるものとしています。第8条は、委員の任命等として、協議会の委員は12人以内とし、以下(1)から(8)までの各号の中から教育委員会が委嘱し、又は任命するとしています。第9条は、守秘義務等として、委員は協議の中で児童生徒や職員などに関する個人情報を知り得る可能性がありますので、守秘義務と委員がしてはならない行為を規定しています。第10条は、任期として、委員の任期は1年として再任は妨げないとしています。また辞職等欠員が生じ、新たな委員を任命した場合は、前任者の残任期間が任期となるとしております。第11条は、報酬として、この学校運営協議会委員にかかる報酬につきましては、別に定めるとしています。3月定例議会において「特別職の報酬、費用弁償条例」を改正するため上程予定となっております。館林市に準じて年額8,000円を予定しております。(現在、学校評議員が年額6,000円となっている)第12条、6ページの第13条、第14条では、協議会の正副会長、会議の成立要件や会議の公開について規定しています。第15条、第16条では、教育委員会は、委員に対して協議会及び委員の役割、責任についての研修や、協議会に対しては指導、助言を必要に応じて行うものとしています。第17条では、委員の解任として、本規則第9条で規定している守秘義務などに違反した時などは、委員を解任できると規定しています。なお、附則としてこの規則は、令和8年4月1日から施行となります。議案第23号の説明は以上となりますが、よろしくお願いします。</p>
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
中村委員	これは他市を参考にして作られたと思いますが、9条の個人情報の守秘義務の項目をもう少し挙げてはどうでしょうか。

学校教育課長(川島)	今回の委員につきましては、特別職の地方公務員となりますので、地方公務員法上は守備義務の適用を受けない形になります。守秘義務違反を犯しても一般行政職員と違い、罰則なしとなります。罰則をつけるには条例化が必要になってきますが、こちらにつきましても、守秘義務等ということで定義をさせて頂いていますので、この形で問題ないと考えております。
生涯学習課長(藤田)	おそらくこのあと、職員や委員さん向けの研修などそういったものを実施する中で、心構え等を実習していくと思います。またそれ相当の人格者の選任が求められると思いますので、それについても注視していければと思います。
学校教育課長(川島)	年明けに委員さんになった人の研修会を予定していますので、そこで、守秘義務等の周知をしていきたいと思います。
中村委員	13条の議事のことですが、「会長が開催日前に議案を示して招集する。緊急を要する場合はその限りではない」とあります。これは1日前のことも想定されている訳ですよね。確かに、とんでもない案件が出た場合には話が別ですが、一般的な年に1回以上やると書いてありますから、その会議のことを言ってるわけではないですね。
学校教育課長(川島) 議長(小林)	そうですね。ここで言う議事というのは会議の成立要件になります。 この学校運営協議会が緊急に開かれる場合というのは、例えば大地震で学校が緊急に避難所になる場合などです。これについてどう対応したら良いかというのは、学校の教職員だけでは手に負えないので、運営協議会の委員さんに緊急に集まってもらい、判断や方法を仰ぎます。そういう例を考慮し、ここでは、緊急の場合と言っています。それとは別で、現在学校評議員会は学期に1回ずつ開かれていますので、基本的には年3回から4回くらいを想定しています。
	他にありますか。
岡田委員	第4条に学校運営方針に関して協議会の承認を得るようありますが、想定しているのは大体2月3月頃ですか。

学校教育課 長(川島) 岡田委員	想定しているのはそうですね。 あとは第6条で毎年度1回以上運営状況の評価を行うから、たぶん1月頃あたりにやりますよね。
学校教育課 長(川島) 岡田委員	大まかにはその頃には固まっていて評価できると思います。 それとあと2回を行い、大体年間3・4回を行う予定ですか。
学校教育課 長(川島) 議長(小林)	現在の予定ではそのような回数で予定しています。 最初の年である来年について、今年度中には実施が難しいと思います。2ヶ月くらいの段階では、まだ運営協議会自体が動き出しておらず、サイクルも出来上がってないので、邑楽南中と長柄小については、動きながらやっていくという形です。理想的なのは、2月くらいに来年度の方針を承認いただいて、翌年の1月に学校評価のような形で運営協議会によって評価していただくことです。
岡田委員	これ事務局はどこが、教頭さんか誰かがやるんですか。
議長(小林)	学校の事務の中心は教頭です。ただ、運営協議会を立ち上げるのは教育委員会なので、時期など細かい事務は学校でりますけれども、教育委員会も関わってやっていく、伴走支援みたいな形になるかなと思います。
中村委員	確かにこれが進むと、各学校の協議会がどういう判断や意見が出るかによって学校の運営自体に個性が出てくると思います。
学校教育課 長(川島)	委員さんへの必要な研修や会議の招集といった定期的な開催が必要なのかなと考えています。
岡田委員	想定している委員はどういった方ですか。
学校教育課 長(川島)	想定している委員は学校評議員をやって頂いている方、若い人で言いますとPTA会長、あとは青少年推進委員会の会長などです。他にも今回は長柄小と邑楽南中ということなので、南児童館の館長や公民館長など、その学校の課題解決に積極的に協力できるような方を人選していきたいと

	ころです。
岡田委員	少しずつ変わっていきますね。
中村委員	協働っていうのがますます大切になりますね。
谷津委員	少しずつやってみて、またいろいろ問題が出てくると思うのでそれからまた協議してみてはいかがですか。
橋本委員	以前会議でお話があったように、これをもとに令和9年度くらいから実施していくという感じですか。
学校教育課長(川島)	令和8年度から、長柄小と邑楽南中については導入し、それを見ながら他の学校についても、令和9年度から導入をしていくという想定で考えております。
議長(小林)	他によろしいですか。それではないようですので、この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。
	[承認]
	ありがとうございます。それでは、議案第23号 邑楽町学校運営協議会の設置等に関する規則については、原案どおり決定いたします。
	次に、議案第24号 葵紋鶴古城打(刀)及び中野絢起源地之碑の町指定諮問について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長(藤田)	8ページをご覧ください。議案第24号 葵紋鶴古城打刀と中野絢起源地之碑の指定文化財への諮問について、このことについて、別紙のとおり決定願いたく提出いたします。令和7年11月26日提出、邑楽町教育委員会教育長小林淳一。別紙「指定諮問対象の文化財」をご覧ください。諮問についてご説明いたします。2つの文化財がございますが、1ページ目になりますが、1刀(大刀)をご覧ください。長さが87.9cm(二尺九寸)で刀の茎に彫られた名は「葵紋 康継南蛮鉄をもって、上州鶴古城において、これを作る」になります。埼玉県教育委員会へ登録済みで、日本美術刀剣保存協会の鑑定では、「特別保存刀剣」となっております。文化財の種類としては、重要有形文化財で美術工芸品に分類されるものになります。所有者

	<p>は個人蔵となります。指定について文化財保護調査委員へ諮問する理由としては、個人収集により町内在住の方が購入し集めた刀になりますが、鶴古城打の銘が入り、邑楽町に係わる刀として、重要なものになり得ること。(残りの2つは、大阪など他地域の個人所有と言われています。)邑楽町「鶴古城」で作られた刀の1つに間違いないと思われ、多々良沼を含めた鶴新田、旧中野村域の歴史資料として大変貴重なものとなり得ること。また多々良沼の鉄生産、鉄製品生産にまつわる歴史を伝える、この地域にとって特徴となる資料になり得ることから、諮問したいと考えています。</p> <p>続きまして「中野絹起源地之碑」についてご説明します。4ページをご覧ください。昭和6年3月に建設された、高さ3.8m、幅1.37m、上部の形が緩やかな尖形となる石碑です。碑文は漢文で書かれたもので、5ページに書き下したものを載せています。篆額は、元商工大臣衆議院議長正四位勲二等 藤沢幾之輔文面の撰並びに書は、県立館林中学校長正六位 佐藤宗次となります。碑文の内容は、中野絹とその起源地の顕彰で、①旧中野村地勢、②中野絹の起源、③中野絹の勃興、④織物市場と同業組合の経緯、⑤建碑目的、と概ね5つの内容で構成されています。建碑の背景には、中野絹の中核施設が、旧館林町に移転していくことで、旧中野村から館林町へ機業圏域の中心地が移り変わっていくことが背景にあったと思われます。諮問への理由としては、中野絹一式(生産道具)として先に指定されている有形民俗文化財がありますが、起源地之碑も中野絹の起源や当時の様子を伝える史料として、邑楽町誌で引用され、一定の史料的価値を見いだしていることや建碑の背景にある旧館林町を中心とする同業者との確執などを暗に伝える資料としても興味深いものあります。また、町有地の中野小学校東側駐車場に所在することから平易に訪れることができ、地元の区長さんから町外からの見学者も見受けられると報告もありました。指定により中野絹生産史の周知に資する保存活用(説明板の設置等)を積極的に行うことができることから諮問に付したいと考えております。</p>
議長(小林)	説明が終わりましたが、ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	大刀の方は分かっているだけで3振ありますか。
生涯学習課長(藤田)	4振あると言われています。既に1振が町の指定を受けています。2振目は邑楽町内在住の方が購入をされまして、鶴古城まつりで出展されました。

	これはもともと大阪で持っている方がいるという情報を聞いて、その所有者の方と交渉して譲り受けたようです。
岡田委員	町内的人が個人で持っていることが条件になるのですか。
生涯学習課長(藤田)	所在地は特に関係はないですが、鶴古城のあの辺りで刀鍛冶が実際に打ったことが指定の根拠であり、町にとっての歴史資料として大変意義深いものがあるということです。
議長(小林)	他にありますか。
岡田委員	これも鶴古城あたりに看板をつけますか。
生涯学習課長(藤田)	まだそこまではないですが、鶴古城の看板の中には書かれております。1年に1回行われている町指定文化財展を1月末に中央公民館で予定していますけれども、そこでもまた展示が出来ればと思います。鶴古城まつりのときは第1回目はガラスケースに入れて、警備員さんを付けて現地でやりましたが、警備の問題等でなかなか難しいということで、2回目は図書館のギャラリーで展示を同じ日にしたりして、それでも興味がある方は、多々良沼で鶴古城まつりに行って、その後図書館で見られたという方が結構いらっしゃいました。
議長(小林)	他にございますか。
生涯学習課長(藤田)	ちなみに康嗣という方は徳川家のお抱えの刀工の方々ですので全国おそらく大名が抱えていたと思うんですけども、その中でも間違いなくトップクラスというか、徳川家お抱えですから、最も価値のあるものであると思います。
岡田委員	江戸時代のものですか。
生涯学習課長(藤田)	そうですね。江戸時代のものです。
議長(小林)	よろしいですか。この件に関しまして、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

	[承認]
生涯学習課長(藤田)	ありがとうございます。それでは、議案第24号 葵紋鶴古城打(刀)及び中野絳起源地之碑の町指定諮問については、原案どおり決定いたします。次に、6のその他(2)令和8年邑楽町二十歳のつどいについて、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
議長(小林)	お手元にご案内通知があると思いますが、こちらは令和8年1月11日の二十歳のつどいにつきまして、例年同様に開式の言葉をお願いしたいと思っております。配布致しました次第の右下に直近6年の開式の言葉の方の記載をさせて頂きました。よろしくお願ひ致します。
生涯学習課長(藤田)	ご質問ありますか。
議長(小林)	開式の言葉は中村さんということで、よろしいでしょうか。
生涯学習課長(藤田)	[承認]
生涯学習課長(藤田)	それでは令和8年度は中村委員さんにお願いします。よろしくお願ひします。この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。次の(3)町誌編さん事業について、藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
生涯学習課長(藤田)	資料は10・11ページになります。こちらは現在、生涯学習課文化財係では令和10年度に迎えます町制施行60周年記念事業の目玉として、邑楽町誌発行以後の約40年間の実績等をまとめ、後世に伝えるべく、町誌編さん事業の準備を進めております。資料10ページの目的には、1から8の概要が記載されています。特徴的な内容をご説明致します。④として、行政文書や地域、家庭で保存されている歴史的資料、例えば、戦後80年の戦争関連の資料などの散逸を防ぐことが目的としてあります。⑥として、子どもから高齢者まで、町民誰もが読み物として活用できるよう、写真やイラストなど、町誌編さんで調査された内容をよりわかりやすく、図鑑を作成するなどを考えています。総合的な学習として、学校や公民館等の講座での活用が期待できます。また、⑦として、旧版が既に絶版となっておりますので、DVD化するなどデジタル化し、これを基に町の歴史や誇るべき特質などに改めて接することで、学ぶ機会になると考えています。

	<p>⑧として、町誌編さん事業を進めていく過程で、町民の参加を呼びかけたり、あるいは調査の過程で特質すべき内容を町民にお知らせしたり、触れる機会を創出したりすることで、郷土愛の醸成を図るとともに、愛着と誇りを持ってもらえるような絶好の機会と考えております。3 事業内容につきましては、今お話しした目的を達成するための具体的な作業を例示したものになります。11ページの4 事業機関は令和8年度～10年度までの3か年を目標としていますが、非常にタイトなスケジュールとなっております。5 予算規模は、記載のとおり、現時点での概算となっていますが、3か年で3800万円を見込んでおります。財源は事業の目的に合致しているふるさと振興基金を充てさせて頂ければと考えております。6 編さん体制は各団体の代表者等から構成される編さん委員会が1つ、各課局長で構成され、行政内部の調整のための刊行委員会、3つ目として、実際の調査や編集事業の調整に当たる専門委員会の3層となります。この3つの組織いずれも事務局は生涯学習課文化財係が担当します。7 その他ということで、今後の予定ですが編さん委員会設置のための「町附属機関の設置等に関する条例」改正及び調査員等の報酬を定めるための「町特別職の報酬、費用弁償条例」改正を令和8年3月議会に上程したいと考えております。また、②として、編さん委員会への議会代表として、総務教育常任委員会の委員長・副委員長にお願いしております。③として、編さん委員の公募枠として、2名程度1月の広報おうらで募集予定でございます。これが調査・編さん事業につきまして、今の職員は誰も経験のないということで本当に膨大での作業となりますので、今後の体制整備が非常に重要になってくると考えております。加えて、この事業を通じて未来の邑楽町のより一層の発展が大いに期待できると考えております。私からは以上になります。</p>
議長(小林)	ご質問ありますでしょうか。
岡田委員	この40年間のものを書いてあるとおり、増補版として、編さんする訳ですね。
生涯学習課 長(藤田)	そうですね。
岡田委員	前の歴史的なこととかは前回で載せているから。
生涯学習課	そうですね。載せていますので、ただ、特に自然史の部分について、専門

長(藤田)	的なことが書かれていないという監修を担当する方の専門的なご意見で、前回調査をしていない部分については改めて調査をします。基本となるのはこの40数年の行政的な部分が大きいかなと、例えば合併をするしないがあったりとか、ここ数年ではコロナの問題がありましたけれども、そういったことについて、町の今後の行方を左右するような大きな事柄などを歴史的に載せ、まとめるということを考えております。
議長(小林)	他にご質問がありましたら、お願ひします。
谷津委員	大事業ですね。
生涯学習課長(藤田)	前回の町誌はおそらく正職員が3人いて、それ以外にも職員がいて、5年から6年ぐらいかかり、実際にはその前からやっていたと思います。当時、青山さんが編さん室長で課長ポストでやられていました。
岡田委員	今は半田さんがやっていますよね。
生涯学習課長(藤田)	はい。今やらなかつたらおそらくこの先は出来ないであろうと思います。
谷津委員	見直すということは、良い機会ですよね。
岡田委員	前の資料はどういうところに配っていましたか。
生涯学習課長(藤田)	あれは販売しました。
岡田委員	県内の図書館には寄贈したり何かはあるのでしょうかけど、
生涯学習課長(藤田)	そうですね。国立国会図書館をはじめ、県内市町村には全部配布しています。
岡田委員	昭和58年に発行したということですか。
生涯学習課長(藤田)	そうですね。今は大体他のところでも増補版です。全国的には、合併したあとに、市誌や町誌を作ろうというところは多いです。他は大体億単位だと思います。ただ、なるべくいろんな繋がりの中で、専門家の方にも直接お願ひをしていますので、委託費をなるべくかけてないです。これを

	かけるとおそらくこの3倍4倍と思われます。
谷津委員	後世に残す貴重なものができますね。
生涯学習課長(藤田)	そうですね。例えば増補版にしても、それだけじゃなくて概要版というか、小冊子といったものを作つて、写真・イラスト入れてですね、小学生や年配の方でも、見れば大体のことがわかるものを作る必要があるかなと思います。読んでいると何日かかるかなというくらいなので。
谷津委員	わかりやすいのが良いですよね。
生涯学習課長(藤田) 議長(小林)	そうですよね。 よろしいでしょうか。この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。次の(4)令和7年12月行事予定について、川島学校教育課長・藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	12ページをご覧ください。12月の主なものを申し上げます。1日(月)から5日(金)にかけて議会本会議となります。2日(火)、3日(水)は一般質問が予定されております。また定例の課長会議、園長会議、管内校長会議のほか、3日(水)ことばの小委員会、4日(木)邑楽中学校の入学説明会 11日(木)、16日(火)は県の指導主事会議、同じく16日(火)は東部教育事務所による人事関係のヒアリング、19日(金)社会科副読本改定検討委員会が予定されています。社会科副読本は、4年ごとに改訂となります。昨年の令和6年度から改訂版を使用しております。こちらの委員会では、使い始めた副読本について点検する場となっております。22日(月)は次世代校務支援システムの研修会、24日(水)はALTミーティング及び、小・中学校2学期終業式となります。12月の行事予定は以上でございます。
生涯学習課長(藤田)	続きまして、生涯学習課の予定になります。13・14ページになります。左側の生涯学習係・文化財係です。議会本会議が1日(月)から5日(金)まであります。9日(火)に障がい者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰を中央公民館で活動している邑楽町手話サークルすずらんが受賞することになりまして、表彰式が文部科学省でありますので、私が引率で行って参ります。12月17日(水)福祉センター寿荘の関係で北部地区の視察で千代田と佐野方面に行って参ります。

それから中央公民館に移りまして、6日(土)におうら少年少女合唱隊SINGの避難訓練コンサート、それから、次の日はORA MUSIC FESといいまして、町内で活動しているアマチュアバンドの人たちのフェスがあります。それから、11日(木)に坂原董礼さんとイ・セボンさんの2人によるピアノコンサートを予定しております。13日(土)は婦人会のつどい、14日(日)は町上毛かるた大会、20日(土)はクリスマスコンサートを予定しております。長柄公民館では、5日(金)に生き生き俱楽部として、バス研修でJAXAに行きます。6日(土)は邑歩きといいまして、一本木地区内を文化財探訪サークルの方が講師となって、散策を致します。高島公民館に移りまして、12月26日(金)生け花教室で、谷津委員さんにお世話になりますけれども、よろしくお願ひ致します。体育館に移りまして、3日(木)にチャレンジ・スポーツクラブ～シニアエアロビです。10日(水)にチャレンジ・スポーツクラブ～はつらつコースはヘルスバレーボールを実施する予定でございます。生涯学習課は以上となります。

議長(小林)

ご質問ありますでしょうか。

特ないようですので、この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。(6)次回教育委員会の日程についてですが、事前に調整させていただいた結果、12月23日(火)の午前9時30分から開催予定とさせていただきました。こちらの日程でご異議ございませんでしょうか。

〔賛同の声〕

では次回の会議は、12月23日(火)午前9時30分から行うことに決定いたします。つづいて、(7)その他について、皆様から何かございますでしょうか。

事務局は何かありますか。

ほかになければ、非公開案件に移りたいと思います。

それでは5の(1)令和6年度邑楽町教育費補正予算案について、を議題とします。

〔以下非公開〕

次に6のその他(5)長期欠席者等の状況について、を議題とします。

[以下非公開]

それでは、以上で11月の教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。

会議録

以上の内容は、書記が記載したものであり、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長.....

委 員.....

委 員.....

書 記.....